

志賀原子力発電所 2号機の増設に係る
原子炉設置変更許可申請について

平成9年5月20日
北陸電力株式会社

志賀原子力発電所 2号機の増設に係る
原子炉設置変更許可申請について

本日、当社は志賀原子力発電所 2号機（電気出力 135万8千kW 石川県羽咋郡志賀町字赤住）の増設に係る原子炉設置変更許可申請を通商産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

本申請は、原子炉等規制法第26条第1項に基づくものであり、今後、これをもとに国の安全審査を受けることになります。

以上

（参考資料）

志賀原子力発電所 2号機の増設に係る原子炉設置変更許可申請の概要

1. 申請者

北陸電力株式会社 取締役社長 山田 圭藏

2. 発電所名及び所在地

名称：志賀原子力発電所

所在地：石川県羽咋郡志賀町字赤住

3 . 申請内容

- (1)原子炉の型式、熱出力及び基数
- (2)原子炉及びその附属施設の位置、構造、設備など

4 . 概要

- (1)電気出力 1,358MW
- (2)熱出力 3,926MW
- (3)原子炉型 改良型沸騰水型軽水炉(改良型BWR)

5 . これまでの経緯

平成5年5月 増設計画公表

平成7年11月 石川県、志賀町及び富来町へ安全協定に基づく

事前協議申し入れ

平成7年11月 通商産業省、石川県及び関係市町へ環境影響

調査書・環境影響評価準備書提出

平成8年11月 通商産業省が第一次公開ヒアリングを開催

平成9年3月 第134回電源開発調整審議会上程

平成9年4月 国の電源開発基本計画組入れ(官報告示)

6 . 今後の予定

- ・ 通商産業省による安全審査(一次審査)
- ・ 原子力委員会及び原子力安全委員会による安全審査
(二次審査)なお、第二次公開ヒアリングは二次審査の
段階で原子力安全委員会が開催する。
- ・ 当社としては平成 11 年 9 月着工、平成 18 年 3 月の運転
開始を希望している。

参考：設置許可申請と設置変更許可申請の違い

原子炉等規制法では、工場又は事業所ごとに設置許可を
受けることとなっている。

志賀 1 号機のような新規立地の場合は、原子炉等規制法
第 2 3 条第 1 項の規定により「原子炉設置許可申請」を
行い、志賀 2 号機のように増設する場合や施設の変更など
を行う場合は、原子炉等規制法第 2 6 条第 1 項の規定により
「原子炉設置変更許可申請」を行う。

以 上